

令和 4 年度 第 10 回
愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和 5 年 1 月 25 日(水) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 50 分						
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室						
出席委員 11 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	
	1	和喜田 重則	出	8	欠番	—	
	2	孝野 覚也	欠	9	河野 仁	出	
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出	
	欠席委員 2 名	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
		5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
		6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	欠
7		山口 深	出	14	浜田 暁	出	
議事録署名人	3	西本 繁夫		4	中川 里美		
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 4 名 事務局職員 2 名	職名	氏名		職名	氏名		
	推進委員	小川 博之		推進委員	岡原 智恵子		
	推進委員	吉見 克巳		推進委員	埜下 浩孝		
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	尾川 勝彦		
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に ついて 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見に ついて 議案第 4 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 5 号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)						

令和4年度第10回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和4年度愛南町農業委員会第10回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は13名中11名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に3番、西本 繁夫委員と4番、中川 里美委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。 受付番号15番、御荘平山の14筆、中浦の9筆、地目・面積は、畑・29,196㎡で3条無償移転でございます。経営面積は0aでございます。 受付番号16番、広見の2筆、地目・面積は、畑・4,003㎡で3条地上権でございます。本申請は、営農型太陽光発電事業に関する案件で、農地の地上部分にソーラーパネルを設置することについての申請でございます。また、後ほどご説明いたします5条の一時転用許可申請に伴うものでございます。なお、本案件は、5条の一時転用許可と同じ期間にする必要がありますので、本案が可決された場合は、5条の一時転用が許可された日と同日で許可書を発行いたします。 受付番号17番、広見、地目・面積は、畑・1,586㎡で3条地上権でございます。16番と同様の営農型太陽光発電事業に関する案件でございます。こちらも5条の一時転用許可申請に伴うものであり、本案が可決された場合は、5条の一時転用が許可された日と同日で許可書を発行いたします。 以上3件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現

	<p>地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。15 番お願い致します。</p>
<p>委員</p>	<p>場所は、御荘平山に 14 筆、点在しているのですが資料の通りです。甘夏を栽培しております。あと、中浦に 9 筆。こちらは、河内晩柑を栽培しています。〇〇自動車の手前を左にあがったところにまとまってあります。譲受人は譲渡人のお孫さんで、今年の 6 月より就農しております。譲渡人の方が高齢のための名義変更となります。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 次に 16 番お願い致します。</p>
<p>委員</p>	<p>17 番も同じなので、一緒に説明します。場所は、久保江の橋の下のソーラーの谷一つ東側になります。県道から上がったほうが早いかと思います。この申請地は、令和 3 年の 8 月の委員会で 3 条の有償移転をした案件です。申請地の周りには、もう太陽光発電が建っています。前はミカン山でしたが、今は放任園になっておりました。貸付人は一昨年前から関東方面に榊を出荷なさっているということで、近いうちに人を雇って作業ができるようになったらよいという話をなさっておりました。出荷する体制にはなりつつあるようです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>

委員	<p>柵を、すでに作っとる？この申請は？</p>
事務局	<p>作っています。今回の申請は、地上権です。借受人が、農地の上の部分を借りるというものです。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 2 番、御荘長月、地目・面積は田・251 m²でございます。転用目的は一般住宅でございます。本事業は、平成 4 年 3 月 19 日付けで許可が出しましたが、申請者が別の土地に住宅を建築したことにより、申請地が必要なくなり、その後ほかの活用を検討していましたが、思いつかず放置されておりました。今回、申請者の娘夫婦がこの土地に住宅を建築するにあたり、申請者を変更するものであります。この後の議案第 3 号で 5 条申請も提出されております。また、農地の区分は、良好な営農条件を備えている農地で第 1 種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われま</p> <p>す。</p> <p>以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんが欠席なので、事務局より補足があれば、ご報告を受けたいと思います。2 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、広域農道の南側になります。先ほども説明しましたが、約 30 年前、平成 4 年 3 月 19 日付けで 5 条許可を受けていた案件になります。譲受人が</p>

	<p>別の土地に住宅を建てたので、申請地が必要なくなり放置されていました。譲受人は、許可を受けた際に雑種地になっていると思っていたようで、今回娘夫婦が家を建てようこの土地を検討したところ、地目が田のままでしたので、調べると以前に許可を受けていたことが分かりました。そのため娘婿が事業を継承するという形での変更申請となります。以上です。ご審議の程、宜しく願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 15 番、御荘平城、地目・面積は畑・190 m²でございます。転用目的は駐車場でございます。また、農地の区分は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で第3種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 16 番、御荘平城、地目・面積は畑・272 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で第3種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 17 番、御荘平城の2筆、地目・面積は畑・498 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で第3種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 18 番、御荘長月、地目・面積は田・251 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、良好な営農条件を備えている農地で第1種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」</p>

に該当するため、許可は可能と思われます。

受付番号 19 番、城辺甲の 2 筆、地目・面積は畑・331 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で第 3 種農地と判断されます。

受付番号 20 番、広見、地目・面積は畑・306 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、良好な営農条件を備えている農地で第 1 種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われます。

受付番号 21 番、広見の 2 筆、地目・面積は畑・4,003 m²の内 0.27 m²でございます。転用目的は営農型太陽光発電設備でございます。なお、先程も 3 条地上権の案件でご説明いたしましたが、本申請は、営農型太陽光発電事業に関する案件でございます。なお耕作物は榊で土地所有者が行います。本申請は、農地の一部にソーラーパネルを設置する際に必要な単管や電柱の設備を設置することについての一時転用申請でございます。また、農地の区分は、農用地区域内にある農地で農振農用地と判断されますが、農林水産省農村振興局長通知の「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」により、営農型太陽光発電設備に係る一時転用の場合は、農振農用地が含まれていても、許可の対象として可否を判断するものとされておりますので、許可は可能と思われます。

受付番号 22 番、広見、地目・面積は畑・1,586 m²の内 0.27 m²でございます。転用目的は営農型太陽光発電設備でございます。なお、先程も 3 条地上権の案件でご説明いたしましたが、本申請は、営農型太陽光発電事業に関する案件でございます。なお耕作物は榊で土地所有者が行います。本申請は、農地の一部にソーラーパネルを設置する際に必要な単管や電柱の設備を設置することについての一時転用申請でございます。また、農地の区分は、農用地区域内にある農地で農振農用地と判断されますが、農林水産省農村振興局長通知の「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」により、営農型太陽光発電設備に係る一時転用の場合は、農振農用地が含まれていても、許可の対象として可否を判断するものとされておりますので、許可は可能と思われます。

以上 8 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと

委員	<p>思います。15 番お願い致します。</p> <p>場所は、長崎と貝塚の境目くらいです。国道から北側の山手になります。譲受人は、設備会社を経営されております。数年前に一部を進入路として購入しまして、隣は資材置き場として使っております。今回、譲渡人は高齢で農業はもうあまりしないということで、購入することになりました。申請地は駐車場として使う予定です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>16 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、八幡野の少し山手のほうになります。譲渡人は譲受人の叔父にあたります。この土地は、昭和 49 年 7 月に譲受人の父が、譲渡人から譲り受けた土地です。父が譲り受けた当初、家を建ててそのままになっておりました。父と譲渡人は亡くなっております。相続が発生しましたので、始末書も提出して今回の申請になりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>17 番お願い致します。</p>

委員	<p>譲受人は 2 年くらい前にこちらに来られて、外泊でダイバーショップを経営しております。こちらでずっと住むということで土地を探しておりました。申請地は、現在、野菜等を作っております。宅地としては良い土地ということで、購入ということになりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>18 番、地元委員さんが欠席なので、事務局より補足があれば、ご報告を受けたいと思います。お願ひ致します。</p>
事務局	<p>先ほどの計画変更分です。使用貸借となります。借受人は、貸付人の娘婿です。借受人夫婦は、現在両親と同居していますが、手狭になったため、この土地を借受け、住宅を建築するものです。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>19 番お願ひ致します。</p>
委員	<p>場所は、病院から 3 軒隣りくらい下がったところになります。一部竹が生えて</p>

	<p>いるところもあるのですが、2 筆を譲り受けたいということで報告を受けております。譲受人は両親と同居しています。通勤や子育て、将来の親の介護等を考慮して、町内で住居を持ちたいと。検討したところ、近くに学校や病院、商店もあり便利だということで、申請地を譲り受けて自己住宅を建てたいということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 20 番お願ひ致します。</p>
委員	<p>場所は、向山の農免道路沿いになります。隣の家が建って 4・5 年になります。分筆していて、申請地は、ある程度、住宅が建てられる状態になっています。譲受人は、両親と同居していますが、自己住宅を建てたいということで、申請地を希望されました。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 21・22 番お願ひ致します。</p>
委員	<p>3 条申請と同じです。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>

委員	さっきは地上権で、この 5 条は何？
事務局	柱や、電柱の部分 0.27 m ² を貸すという一時転用です。その部分が農地ではなくなるので、外すということです。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 4 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 11 番、内泊の 7 筆、地目・面積は、畑・2,877.45 m²でございます。場所は、船越方面から進み、内泊の集落までの左側の山の中です。車で行くには難しいところです。所有者はこちらにおらず、こちらにいる親族の方に名義を変えようと考えているようです。</p> <p>対象地の調査年月日は令和 4 年 9 月 14 日、これは今年の農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われまます。また、周囲につきましても、対象地と同様に山林・原野化しております。以上 1 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 5 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 5 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 144 番は再設定で、僧都の 2 筆、地目・面積は田・2,379 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 145 番は再設定で、城辺甲、地目・面積は田・1,478 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 146 番は再設定で、城辺甲の 2 筆、地目・面積は田・1,530 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 147 番は再設定で、正木の 11 筆、地目・面積は田・12,688 の内 12,471.02 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 148 番は再設定で、広見、地目・面積は田・3,485 m²、賃貸借で生産物はタバコ、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 149 番は再設定で、広見の 6 筆、地目・面積は田・4,229 m²、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 6 年でございます。</p> <p>受付番号 150 番は新規で、増田、地目・面積は畑・751 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 151 番は新規で、増田の 3 筆、地目・面積は畑・3,652 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 152 番は新規で、増田、地目・面積は畑・5,489 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 153 番は新規で、増田、地目・面積は畑・1,338 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 154 番は新規で、増田、地目・面積は畑・4,079 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p>

	<p>受付番号 155 番は新規で、上大道の 8 筆、地目・面積は田・2,147 m²、畑・1,820 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 156 番は新規で、御荘平山の 4 筆、地目・面積は畑・91,479 m²、賃貸借で生産物はアボカド、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 157 番は新規で、増田、地目・面積は田・645 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>以上 14 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、145 番は中川委員が議案関係者ですので退室をお願い致します。</p> <p>(中川委員 退室)</p>
議長(会長)	<p>145 番ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p> <p>(中川委員 入室)</p>
議長(会長)	<p>その他ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>

議長(会長)

以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長

河野 仁

議事録署名人

西本繁夫

議事録署名人

中川里美